(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。
　平成七年十二月六日農林水産省告示第千九百三十五号（二に係るものに限る。）、昭和六十一年八月十二日農林水産省告示第千四百四十五号（一に係るものに限る。）、平成七年三月八日農林水産省告示第三百七十二号（三に係るものに限る。）、平成四年十二月十日農林水産省告示第千二百八十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
　昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和四十七年七月二十五日農林省告示第千二百九十八号、昭和六十年五月二日農林水産省告示第六百五十八号、昭和六十二年九月二十五日農林水産省告示第千二百八十四号、昭和六十三年七月十九日農林水産省告示第千五十七号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年五月七日農林水産省告示第六百五十三号、平成八年八月五日農林水産省告示第千百八十七号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十二号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百八号、平成九年六月二十六日農林水産省告示第九百九十九号、平成十二年二月四日農林水産省告示第百三十六号、平成十四年三月二十二日農林水産省告示第八百五十一号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四百四十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
鳥取県電気工事業工業組合	鳥取県鳥取市田島六百四十八番地	平成二十五年五月三十一日
島根県電気工事工業組合	島根県松江市南田町百二十五番地四十五	平成二十五年五月三十一日
岡山県電気工事工業組合	岡山県岡山市南区豊成一丁目九番九―三号	平成二十五年五月三十一日
広島県電気工事工業組合	広島県広島市中区大手町五丁目十五番五号	平成二十五年五月三十一日
山口県電気工事工業組合	山口県山口市中央二丁目四番五号	平成二十五年五月三十一日

○国土交通省告示第五百三十三号

高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第五条第二項第一号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

東日本高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路を指定する告示の一部を改正する告示

東日本高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第六百三十六号）の一部を次のように改正する。

表の一般国道四百六十八号の項中「三丁目までの区間」の下に「、同市栄区田谷町から藤沢市城南二丁目までの区間」を加える。